

製品起因による事故ではないと判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1				該当なし	

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A202200726 令和4年12月8日(香川県) 令和4年12月16日	配線器具(コード付キーレスソケット)	(火災) 当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	●当該製品は、照明器具(灯籠)(A202200896として報告受領済み)の部品であると確認され、当該製品は消費生活用製品に該当しないため、対象外とした。	(A202200896と同一事故)
2	A202300126 令和5年5月4日(千葉県) 令和5年5月16日	電気掃除機(充電式)	(火災) 当該製品を充電中、異音が出たため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	●当該事業者は、当該製品から発煙した旨の連絡を受け、重大製品事故の報告を行った。その後、消防の調査により、火災に至らない事故と判断された。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	